

米国国立大学における外部資金導入の状況とその実施体制
—人文・社会科学でも可能な外部資金導入の模索—

船守 美穂 (政策研究大学院大学)

- ・ 国立大学が法人格を得たことにより、政府関係機関からの業務受託が可能となった。
- ・ これら業務受託は、民間からの研究受託と異なり、大学組織としての責任を問われる。
- ・ 今後、公共セクターからの業務受託のための学内の意志決定方法と事務体制が整えられるか否かが、研究大学として企業的経営マインドを持っているか否かの証明となる。

1. はじめに — 公共セクターからのプロジェクト受託可能性 —

法人化以前の日本の国立大学はこれまで、外部民間と契約に基づいた活動は受託研究制度や共同研究制度を通じて、そして、政府関係機関からの依頼を受けた場合は、本務として活動を行うため、実費弁償等をのぞけば対価を受けずに活動がなされてきている。

他方、米国大学や海外の多くの大学の場合は、政府関係機関からも契約に基づいて業務を受託している。受託に基づく活動は、外部資金の導入につながるとともに、対外的には大学の持つ知見を社会に還元できるという社会貢献活動ともなっている。

日本の国立大学も本年4月から独自の法人格を得たことにより、形式上、政府や地方自治体を含む公共セクターから業務を受託できるようになった。これにより、これまで例えば民間のシンクタンク等が受託していた各種調査、環境アセスメントや政策策定などのプロジェクトに大学が組織として参画し、大学の知見を活かしていく可能性が開けた。

発表者は、現在、文部科学省「国際開発協力サポート・センター」プロジェクト (SCP) において、援助機関の実施する途上国協力プロジェクトの大学による受託を促進する業務に携わっている。本研究では、プロジェクトの受託に際し、大学から寄せられている問題点と米国大学での実施体制を紹介し、日本の大学にとって必要と考えられる対応について考察を行う。

2. プロジェクトを受託する際の問題点と米国における対応状況

以下、公共セクターからのプロジェクトの受託に際し、大学が直面している問題を挙げる。

(1) 知的所有権の帰属に関する問題

- ・ 政府関係機関が業務委託を行う場合は一般に、知的所有権は委託者側に帰属する。
- ・ 教員は成果の公表権の保証すら得られない状況では業務受託のインセンティブは低い。
- ・ 他方、政府関係機関は同様の業務を実施する民間シンクタンク等との公平性の観点からも、無条件に知的所有権を大学側に帰属させることはできない。
- ・ 米国ではバイドール法の規定により、知的所有権を大学に帰属させることができる。

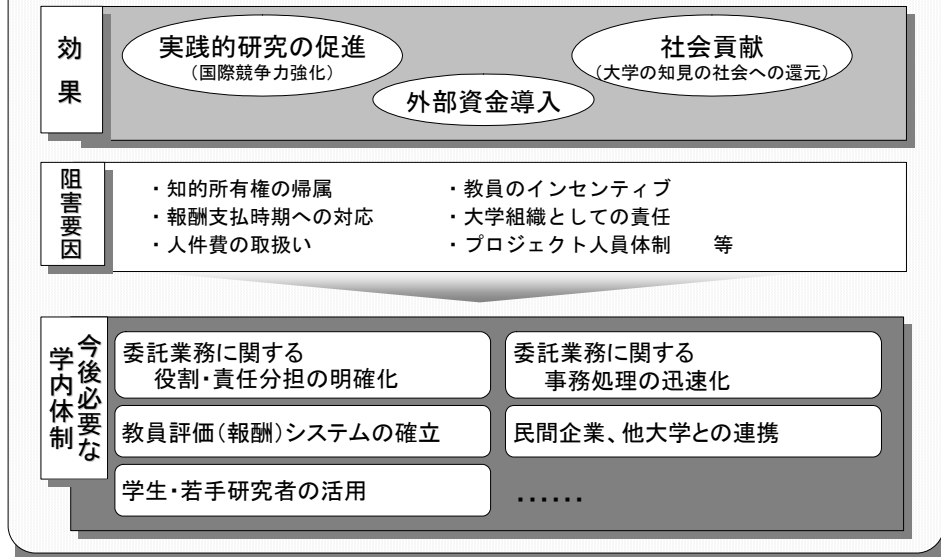
(2) 報酬支払時期に関する問題

- ・ 通常、業務委託に対する報酬は成果物の納品を以て支払われる。
- ・ このため、プロジェクト実施期間中の経費をどのような形で工面するのか検討が必要。(銀行等の信用保証を受けての前払請求、立替資金の学内プール、短期借入れ等)

(3) 人件費の取扱に関する問題

- ・ 業務委託の報酬は一般に、実費以外に、業務にあたった人員の人件費も含む。
- ・ 国立大学法人の場合、教員給与は既に運営費交付金の対象経費となっており、業務受託で得られた人件費相当分は教員本来の業務に支障が生じないために雇う非常勤教職員の給与等に充てられる。当該人件費相当分の考え方について、整理が必要とされている。

人文・社会科学でも可能な外部資金導入の模索：
大学による公共セクターからの業務受託



- 米国の多くの大学教員は教育研究業務について限定期間の雇用契約（9か月等）となっており、受託業務による収入は残りの期間の給与と、研究費等に充てられることが多い。
- (4) 教員に対する評価・インセンティブに関する問題
- 米国では、昇給・昇格に関し教育研究業務と並んで業務受託を含めた社会貢献活動をシステムチックに評価。前述の、雇用期間以外の給与や研究費もインセンティブとして働く。
- (5) 経営体としての責任に関する問題
- 業務を契約に基づいて受託した場合、期限等が守られないなどの契約不履行が発生した際は、大学（本部）が責任を持つ必要がある。また、当該業務に赤字や事故等が発生した場合においても、大学は経営体としてリスクを負担する必要がある。
 - 現段階では、業務を受託した場合の大学としての責任の所在や意志決定プロセスが学内でルール化されておらず、迅速かつ的確な意志決定が困難な事例が見受けられる。

3. 今後の国立大学の学内体制への示唆

以上、大学が政府関係機関から業務を受託していく際の問題点を挙げたが、今後、大学の法人化に伴う外部資金導入圧力と、公共セクターの業務委託の流れの双方が相まって、学内体制を整備する大学が増えていくと思われる。事実、国立大学の中期計画に10余りの大学が途上国協力プロジェクトの受託の意志や可能性について言及している。

今後、公共セクターからの業務受託のための学内の意志決定方法と事務体制が整えられるか否かが、研究大学として企業的経営マインドを持っているか否かの証明となる。